

愛知用水だより

みどり
水土里ネット愛知用水

愛知用水土地改良区
理事長 久野 知英



就任あいさつ

理事長 久野 知英

新緑の候、組合員の皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は愛知用水土地改良区の運営に格別のご支援、ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

今まさに、新型コロナウイルス対策に関連して緊急事態宣言が発令されております。一刻も早い終息を心より願うものです。

去る3月17日に開催されました令和元年度通常総代会におきまして新たな役員9名を含む理事18名、監事3名が選任され、3月30日開催の役員会におきまして皆様のご推挙をいただき、理事長として再任されました。再任いただきましたことは、大変に光栄なことであると同時にその重責を改めて痛感しているところでございます。微力ではありますが、土地改良区の健全な運営に引き続き全力を傾注する覚悟でございます。誠心誠意職責を全うする所存でございますので、ご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

さて、「愛知用水」は大きな河川がなく水不足であった知多半島地域への用水運動が発端となり実現し、昭和36年の通水以来、当地域の農業のみならず、工業等諸産業並びに人々の生活を支える水の大動脈としての役割を果たし続けています。この地域の発展は、愛知用水なくしては成しえなかったと認識すると同時に、先人達の大変な苦勞により成し遂げられたこの愛知用水を次の世代へ確実に引き継ぎ持続可能な農業を推進することは、私共の重要な使命であると認識しております。

我が国の農業を取り巻く状況は、高齢化や担い手不足等、数々の課題を抱えています。当土地改良区では、地域とともに歩む水土里ネット愛知用水を目指し役職員一丸となって取り組んで参りますので、組合員の皆様の特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

歴代理事長

	氏名	自	至
初代	伊藤 佐	昭和27年7月15日	昭和30年10月10日
2代	日高 啓夫	昭和31年1月1日	昭和47年4月6日
3代	山本 仁三	昭和47年4月11日	昭和55年4月10日
4代	山田 紀夫	昭和55年4月11日	昭和58年8月10日
5代	野々山 啓	昭和58年11月8日	平成2年5月31日
6代	日高 昇	平成2年6月1日	平成8年4月6日
7代	石川 紀一	平成8年4月7日	平成12年4月6日
8代	伴 武量	平成12年4月7日	平成20年4月6日
9代	澤田 廣三	平成20年4月7日	平成28年4月6日
10代	久野 知英	平成28年4月7日	

久野理事長略歴

現住所 愛知県みよし市荻生町小金下90
生年月日 昭和18年2月20日
昭和58年4月 三好町議会議員
昭和61年4月 三好町土地改良区理事
平成7年4月 愛知県議会議員
平成13年12月 三好町長・みよし市長
～25年12月
平成14年4月 愛知県土地改良事業団体連合会理事
平成14年4月 三好町土地改良区（現みよし土地改良区）理事長
～30年4月
平成16年4月 愛知用水土地改良区理事
平成28年4月 愛知用水土地改良区理事長
令和2年4月 愛知用水土地改良区理事長（再任）



就任あいさつ

副理事長 戸田 宗明

組合員の皆様方には、愛知用水土地改良区の運営に格別のご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび任期満了に伴う役員改選により、図らずも皆様の推薦をいただき副理事長の職務を務めさせていただくこととなりました。平成20年から理事として愛知用水土地改良区の運営に携わらせていただいておりますが、副理事長という大役を仰せつかり、以前にも増して身の引き締まる思いであります。

まだまだ非力な私ではありますが、当改良区の一層の発展のため、久野理事長を中心とした新体制のもと全力で臨む所存でございます。

昨今、受益区域の都市化、土地改良区の適切な運営等種々の懸案を抱えておりますが、役員、職員一同更に努力し、これら諸問題に対処して参る所存でございますので、組合員の皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

戸田副理事長略歴

現住所 愛知県知多郡東浦町大字緒川字沙弥田
22番地の86
生年月日 昭和20年8月16日
昭和39年4月 東浦町役場勤務
平成12年4月 東浦町助役
平成19年4月 東浦町副町長
～20年3月
平成20年4月 愛知用水土地改良区理事
令和2年4月 愛知用水土地改良区副理事長

用水日記 (令和元年度後期)

月 日	事 項	場 所	月 日	事 項	場 所
12月 3日～6日	職員造林研修	長 野 県	2月26日	理事会・監事会	大 府 市
12月23日	監事会	大 府 市	3月 2日～6日	ブロック別総代懇談会	春日井市 他
12月26日	理事会	大 府 市	3月 4日～6日	職員造林研修	長 野 県
1月24日	総務委員会	大 府 市	3月10日	推薦会議	大 府 市
2月 5日	運営委員会	大 府 市	3月17日	通常総代会	大 府 市
2月21日	監事会	大 府 市	3月30日	役員会	大 府 市

新役員選任

令和元年度通常総代会において、新しい役員が選任されました。
任期は、令和2年4月7日から令和6年4月6日までです。

◎理事



理事長
久野 知英
(みよし市)



副理事長
戸田 宗明
(東浦町)



第一理事
岡本 博和
(刈谷市)



理事
竹内 啓二
(阿久比町)



理事
伊藤 茂
(小牧市)



理事
山本 富夫
(長久手市)



理事
青木 亮
(豊明市)



理事
家田 増明
(南知多町)



理事
伊藤 敬
(春日井市)



理事
堀之内 秀紀
(日進市)



理事
原田 時男
(武豊町)



理事
森田 寿一
(知多市)



理事
久野 幸良
(大府市)



理事
磯村 眞
(東郷町)



理事
杉浦 正幸
(半田市)



理事
水野 政起
(尾張旭市)



理事
山本 友弥
(常滑市)



理事
夏目 嘉成
(美浜町)

◎監事



総括監事
坂 光正
(東海市)



第一監事
中条 幸夫
(豊田市)



監事
小川 清美
(犬山市)

令和元年度通常総代会

令和元年度通常総代会開催

令和元年度通常総代会を、去る3月17日愛知用水会館大会議室において開催しました。平成30年度通常総代会において書面議決は当面の間行使しないことの議決をいただきましたが、新型コロナウイルスの影響を鑑み、特別に急遽書面議決を含め、採決を行いました。

また、本来であれば多くのご来賓をお招きして開催したいところではございましたが、不本意ながらお断りさせていただきました。皆様のご協力に感謝いたします。

提案した「愛知用水土地改良区定款の一部改正について」から「顧問の選任について」までの18議案は、すべて可決承認されました。



通常総代会議事

- 議案第1号 愛知用水土地改良区定款の一部改正について
土地改良法の改正に伴い関連する内容を改正するものです。
- 議案第2号 定款付属書愛知用水土地改良区総代選挙規程の制定について
従来の選挙管理委員会による管理を廃止し、改良区自ら実施する総代選挙規程を新しく制定するものです。
- 議案第3号 定款付属書愛知用水土地改良区役員選任規程の一部改正について
役員の新選任権の改正等について議決を求めるものです。
- 議案第4号 愛知用水土地改良区規約の一部改正について
理事会の附議事項に利水調整規程を追加する内容の変更等について議決を求めるものです。
- 議案第5号 愛知用水土地改良区会計細則の一部改正について
経常賦課金等の各種納付通知書の様式の変更について議決を求めるものです。
- 議案第6号 愛知用水土地改良区利水調整規程の制定について
土地改良法の改正に伴い、利水調整規程を新しく制定するものです。
- 議案第7号 令和元年度補正収支予算の議決について
愛知用水土地改良区の令和元年度補正収支予算について、収入支出それぞれ70,852千円減額し、収入支出共に2,255,199千円とするものです。
- 議案第8号 令和2年度施行土地改良事業の議決について
愛知用水土地改良区の令和2年度施行の各種土地改良事業について議決を求めるものです。
- 議案第9号 令和2年度収支予算の議決について
愛知用水土地改良区の令和2年度収支予算について、収入支出予算の総額をそれぞれ2,461,539千円とし議決を求めるものです。
- 議案第10号 令和2年度賦課金の徴収方法及び時期の議決について
愛知用水土地改良区の令和2年度賦課金の徴収方法及び時期について議決を求めるものです。
経常賦課金の単価、賦課基準日に変更はございません。

令和元年度通常総代会

- 議案第11号 令和2年度農地転用負担金の議決について
愛知用水土地改良区の令和2年度農地転用負担金として、市町ごとの負担金の額について議決を求めるものです。
- 議案第12号 土地改良施設維持管理適正化事業の拠出金の議決について
土地改良施設維持管理適正化事業（第44期生）の事業計画に基づき、令和2年度以降5ヶ年で毎年度1,290千円を拠出することについて議決を求めるものです。
- 議案第13号 令和2年度農林漁業資金借入金及び償還方法の議決について
災害復旧事業費に充当するために(株)日本政策金融公庫からの借入をする場合の金額、償還方法について議決を求めるものです。
- 議案第14号 令和2年度一時借入金の限度額及びその方法の議決について
愛知用水土地改良区の令和2年度一時借入金の借入金融機関、限度額及びその方法について議決を求めるものです。
- 議案第15号 令和2年度金銭預入先金融機関の議決について
愛知用水土地改良区の令和2年度金銭預入先金融機関について議決を求めるものです。
- 議案第16号 役員等の報酬及び費用弁償の議決について
愛知用水土地改良区の役員等の報酬及び費用弁償の額について議決を求めるものです。
- 議案第17号 役員を選任について
現役員の任期満了（令和2年4月6日）に伴い、新役員を選任するものです。
- 議案第18号 顧問を選任について
愛知用水土地改良区定款第32条第3項に基づき、副理事長の西尾文好氏を顧問に選任するものです。

令和元年度監査報告

令和元年度業務並びに会計経理等について、令和元年12月23日及び令和2年2月21日に監査を行ったところ各事項共に適正に処理されていることを認めました。

総括監事	中 条 幸 夫
第1監事	金 井 重 斗
監 事	坂 光 正

総代会議長・副議長紹介

現総代会議長・副議長が役員に推薦されたことに伴い、それぞれ令和2年2月に退任されました。

令和2年3月17日に開催の令和元年度通常総代会において、総代会議長及び副議長の選出が行われ、議長には武豊町の森田安市総代が、また副議長には東郷町の加藤久盛総代がそれぞれ選出されました。



議長
森田 安市
(武豊町)



副議長
加藤 久盛
(東郷町)

令和元年度通常総代会

理事長あいさつ

愛知用水土地改良区
理事長 久野 知 英



本日、ここに令和元年度通常総代会を開催いたしましたところ、総代各位におかれましては、ご多用のところご出席をいただき誠にありがとうございます。

平素から当土地改良区の運営が円滑に推進できますことは、偏に総代各位のご協力と関係機関の皆様方のご指導の賜と深く感謝申し上げます。

今回の総代会は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、急遽書面議決を行使することいたしました。ご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

また、本来であれば多数のご来賓をお招きして、盛大に総代会を開催したいところではございますが、目下新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大している状況が続き、日本各地、さらに愛知県内においても、各種会議やイベント等が中止されておりますので、当改良区におきましても感染予防のため急遽お断りさせていただいた次第であります。

皆様のご理解、ご協力に感謝申し上げますと共に、新型コロナウイルスに罹患された方々や感染拡大により生活に影響を受けている方々には、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い終息を願うものです。私共といたしましても、マスクの着用やアルコール除菌等により感染予防に努めて参りたいと思います。

今年の冬は暖冬であり、人が過ごすには春のように暖かく過ごしやすい日が続きました。しかしながら、各地では雪不足が心配されております。とりわけ、愛知用水の水源地であります御嶽山におきましても雪不足となっており、昨年の節水が脳裏をよぎるところでございます。

そのような状況下で、間もなく今年の夏期かんがいも始まりを迎えようとしています。言うまでもなく、農業は水なくして成り立つものではございません。関係機関、地元管理区、管理班との更なる連携を図り、安定的な水の供給に努めて参ります。組合員の皆様におかれましても限りある貴重な水の有



三好池 堤体耐震補強工事
鋼管矢板 打設中（令和2年4月）

令和元年度通常総代会

効活用をお願いするものでございます。

振り返りますと、昨年も台風や豪雨による自然災害が起きました。今までに「何十年に一度」と言っていたレベルの災害が、毎年のように各地で起きています。災害が起きないことが最善ではございますが、我々としても防災、減災への意識を高め、継続した対策に取り組むことが大切であると強く感じる次第であります。

現在、昨年着工されました三好池の耐震対策と三好支線水路の老朽化対策を行う水資源機構営の緊急対策事業は、令和4年度の完成に向け、予定通り進捗しています。このことは関係各位のお力添えの賜でございます。

次に、令和2年度の土地改良区の取り組みでございますが、改良区の運営基盤となります経常賦課金は、組合員各位の公平性と安定的な賦課金の徴収を確保するため、未納者に対し督促状を発行すると共に、長期累積滞納者への交渉を重ね、賦課金納付に対する認識を高め、徴収率の向上に努めたいと考えております。



受益地域と水源地域の交流イベント（令和元年10月）
「愛知用水と水源の森」

昨年5月に、令和という新しい時代へと移り変わりました。時の経過とともに、先人達が成した偉大な事業である「愛知用水」を風化させてしまわないよう、次世代に継承するため21世紀土地改良区創造運動を軸とした地域へのPR活動や、水源地との水の絆を深めるための交流事業につきましても、更に積極的に実施して参ります。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、昨年4月1日に土地改良法が改正されたこと等による定款、規約、会計細則及び役員選任規程の一部改正の議決、総代

選挙規程及び利水調整規程の制定の議決、令和元年度補正収支予算、令和2年度土地改良事業及び令和2年度収支予算の議決、並びに役員を選任及び顧問の選任の18議案でございます。

役員を選任の議案につきましては、定款付属書愛知用水土地改良区役員選任規程に基づき、去る3月10日に推薦人による推薦会議を開催いたしまして、候補者を決定いただきました。皆様には本日の総代会において投票により選任いただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

私共役員は、この4月6日をもちまして任期が満了となります。この4年間、関係機関の皆様方を始め、総代、組合員の皆様方には多大なるご支援をいただきましたこと、また大過なく任期を迎えることができましたことに対し、役員を代表して深く感謝申し上げます次第でございます。

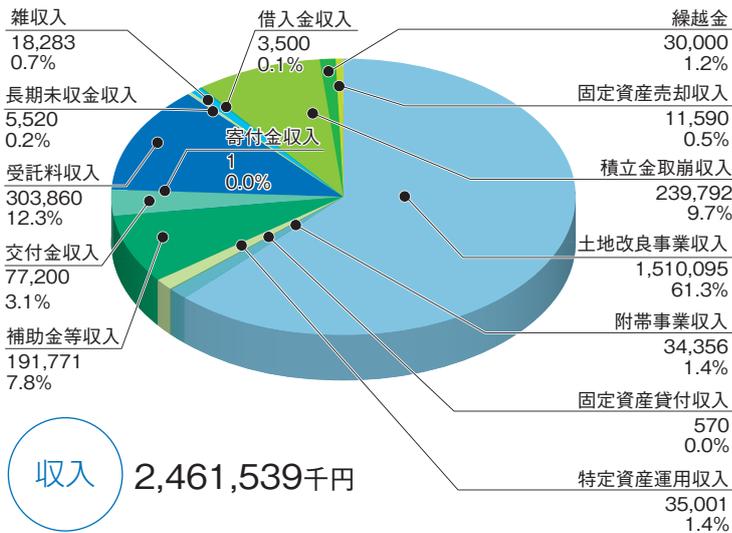
今後とも愛知用水土地改良区に対しまして、変わらぬご指導、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びとなりましたが、関係機関の皆様方並びに総代各位と組合員各位のご健勝と今後益々のご活躍をご祈念申し上げます。挨拶といたします。

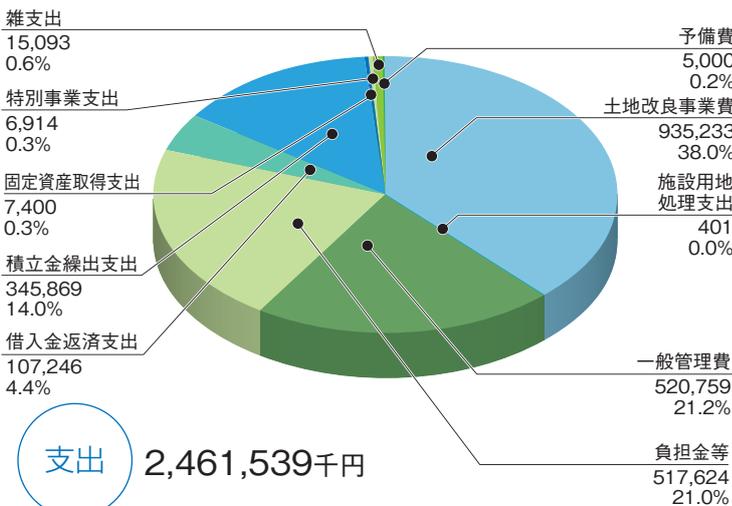
令和元年度通常総代会

令和2年度収支予算書

●一般会計



収入	単位：千円
款 項	予算額
土地改良事業収入	1,510,095
附帯事業収入	34,356
固定資産貸付収入	570
特定資産運用収入	35,001
補助金等収入	191,771
交付金収入	77,200
寄付金収入	1
受託料収入	303,860
長期未収金収入	5,520
雑収入	18,283
借入金収入	3,500
積立金取崩収入	239,792
固定資産売却収入	11,590
繰越金	30,000
計	2,461,539



支出	単位：千円
款 項	予算額
土地改良事業費	935,233
施設用地処理支出	401
一般管理費	520,759
負担金等	517,624
借入金返済支出	107,246
積立金繰出支出	345,869
固定資産取得支出	7,400
特別事業支出	6,914
雑支出	15,093
予備費	5,000
計	2,461,539

令和元年度通常総代会

令和2年度経常賦課金について

令和2年度経常賦課金は、3月17日に開催した総代会において昨年と同額で据え置きとなりました。

土地改良区では、内外の厳しい農業情勢を踏まえ、今後とも事務の合理化、諸経費の節減に努めてまいりますので、組合員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

地目	内 容	m ² 当たりの賦課額（単位：円）			賦課基準日	納期
		上流部	中流部	下流部		
一般補給田	普通の補給田	5.36	5.43	5.43	令和2年 4月1日現在の 土地原簿記載内容	令和2年 5月11日
	高度の湿田	3.48	3.48	3.48		
普通畑 果樹園	畑地かんがい施設地	5.36	5.43	5.43		
	畑地かんがい施設未施行地	3.48	3.48	3.48		
開田・天水田		6.91	6.96	7.02		

※この賦課金は、土地改良法第36条及び愛知用水土地改良区定款の規定に基づく愛知用水受益地に係る組合費です。納期内の納入にご協力をお願いします。

令和2年度愛知用水二期事業等建設負担金について

令和2年度愛知用水二期事業等建設負担金は、経常賦課金と同じく3月17日に開催した総代会において議決されました。

賦課金単価は、受益地が属する市町により異なります。

受益市町名	m ² 当たり賦課額 (単位：円)	賦課基準日	納期
名古屋市	0.520	令和2年 11月1日現在の 土地原簿記載内容	令和2年 12月10日
知立市	1.380		
豊田市	1.510		
刈谷市	1.500		
大府市・東浦町・東海市・阿久比町 半田市・知多市・常滑市・武豊町 美浜町	1.000		
南知多町	1.964		

※この賦課金は、土地改良法第36条及び愛知用水土地改良区定款の規定に基づく愛知用水受益地に係る建設負担金です。納期内の納入にご協力をお願いします。

◆建設負担金は、一括払い（繰り上げ償還）が可能です。ご希望される方は、最寄りの事務所までお問い合わせください。お問合せ先は本紙16ページ記載の「各事務所連絡先」までご連絡ください。

令和元年度通常総代会

令和2年度農地転用負担金について

令和2年度農地転用負担金は、3月17日に開催した通常総代会において下表のとおり議決されました。

令和2年度愛知用水二期事業等建設負担金（農家負担分）は、農地が属する受益市町で異なることから、農地転用負担金についても市町ごとに単価が異なります。

〈単位：円／m²〉

期間		4月1日～10月31日			11月1日～3月31日		
市町名	種別	農地転用負担金	左の内訳		農地転用負担金	左の内訳	
			維持管理費相当分	建設負担金相当分		維持管理費相当分	建設負担金相当分
犬山市・小牧市 春日井市・尾張旭市 瀬戸市・長久手市 日清市・東郷町 豊明市・みよし市	賦課地	190	190	0	190	190	0
	賦課保留地	190	190	0	190	190	0
名古屋市	賦課地	191.022	190	1.022	190.502	190	0.502
	賦課保留地	196.683	190	6.683	196.683	190	6.683
大府市・東浦町 東海市・阿久比町 半田市・知多市 常滑市・武豊町・美浜町	賦課地	191.970	190	1.970	190.970	190	0.970
	賦課保留地	202.852	190	12.852	202.852	190	12.852
知立市	賦課地	192.720	190	2.720	191.340	190	1.340
	賦課保留地	207.736	190	17.736	207.736	190	17.736
刈谷市	賦課地	192.959	190	2.959	191.459	190	1.459
	賦課保留地	209.279	190	19.279	209.279	190	19.279
豊田市	賦課地	192.978	190	2.978	191.468	190	1.468
	賦課保留地	209.406	190	19.406	209.406	190	19.406
南知多町	賦課地	193.878	190	3.878	191.914	190	1.914
	賦課保留地	215.242	190	25.242	215.242	190	25.242

組合員の皆様へお願い

賦課金の納期内納入のお願い

◆賦課金の納入はお済みですか？

愛知用水賦課金は、納期内に納入されるようご協力をお願いします。納期内に納入されませんと延滞金が加算されますのでご注意ください。

また、賦課金を納期内に納入されない組合員に対して、滞納処分的前提となる督促状により督促をいたしております。督促状には、延滞金のほか督促手数料が加算されます。

口座振替のご案内

◆経常賦課金・建設負担金の納入には、便利な口座振替がお勧めです。

三菱UFJ銀行、愛知県内の農業協同組合、ゆうちょ銀行に口座があればご利用できます。

お問い合わせは、本紙16ページ記載の「各事務所連絡先」までご連絡下さい。折り返し、申込案内を送付いたします。

農地転用のお知らせ

◆市街化区域内の農地転用について

農地法の改正により、市街化区域内の農地については、農業委員会への届け出に際し、土地改良区が発行する受理証明書を添付する必要はありませんが、土地改良区に対する農地転用等の通知、農地転用負担金の支払い等の決済手続きは必要です。手続きがなされませんと、継続して賦課金が賦課されます。

◆公共用地への転用について

道路、河川など公共用地として買収、寄付された農地についても、土地改良区に対する農地転用等の通知、農地転用負担金の支払い等の決済手続きは必要です。公共用地への転用は、市町への農地転用手続きが免除されているため、土地改良区に通知されないことがありますので事業主と十分話し合いをして下さい。

◆譲渡費用となる農地転用負担金

宅地等に転用して譲渡する場合、土地改良区に納付した農地転用負担金が、一定の要件を満たす場合、譲渡費用とすることができます。

詳しくは、税務署へお尋ねください。

※農地転用負担金とは

農地を農地以外に転用する際に維持管理費や償還金等を一括して決済していただき、残存する農地が将来、加重的な負担にならないようにするものです。

未決済の場合は、継続して賦課金が賦課されます。

負担金証明について

◆確定申告時の負担金証明は、請求書及び領収書で行うことができます。

なお、これらの書類を紛失等されて、賦課金負担証明書が必要な場合は、各事務所までご連絡下さい。

ご注意を！

滞納賦課金のある農地を取得した場合は、その滞納賦課金を新しい権利者が負担することとなります。

土地改良法第42条（権利義務の承継及び決済）により、滞納賦課金のある農地を取得（売買、競売等）すると、新しい権利者にその滞納賦課金の支払い義務が移行します。

農地を取得する場合は、滞納賦課金があるかどうか各事務所までお問い合わせ下さい。

令和2年度 夏期かんがいについて

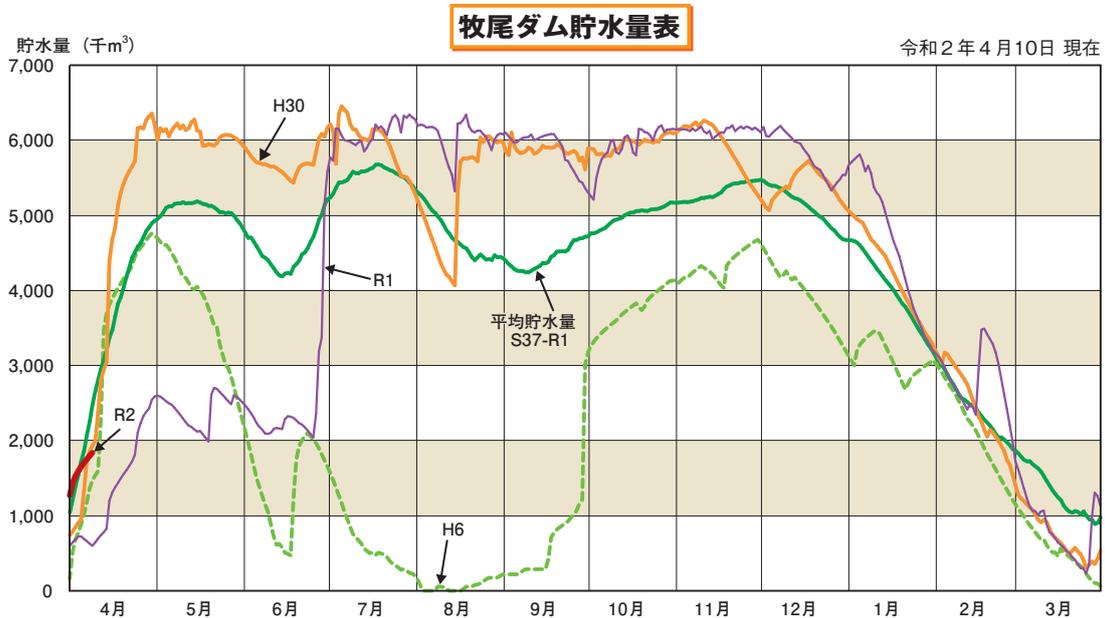
・使用水量縮減の取り組みについて

愛知用水二期事業完了後、愛知用水土地改良区では組合員の皆様にご理解をいただき、「ムダな水は流さない！」をモットーに、愛知用水の有効利用に取り組んできており、これにより使用水量は二期事業完了前に比べ約20%縮減されました。

令和2年度の夏期かんがいでは、各地区で期間中の目標水量を定め、より一層の計画的な配水を行うこととしております。

管理区、管理班と連携を密にして配水管理にあたりますので、組合員の皆様のご協力をお願いします。

令和2年度 牧尾ダム 水源状況



非補助土地改良事業 木田北部地区

愛知用水土地改良区では、東海市のほぼ中央において、非補助土地改良事業木田北部地区を施行しております。本地区は、地区面積約16.6haで農地等の区画整理と併せ用排水路、道路等の整備を行っています。

平成29年10月に事業認可を受け、令和4年3月に工事完了を予定しています。

ドローンによる全体写真 (令和元年11月)



令和2年3月 施行状況



1年に木曽川から取水できる量は決まっています！

愛知用水では、決められた量を上回って取水する状態が続いています。
このままでは、河川管理者から取水を止められてしまうことも考えられます。
今まで以上に水を有効に使ってください！

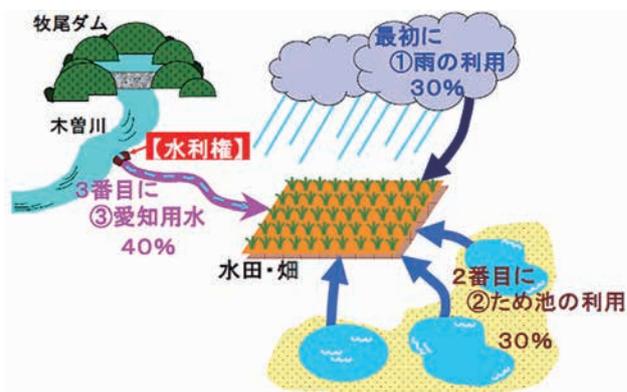
愛知用水土地改良区

◎水を使う順番

①雨水、②ため池、③愛知用水

の順で水を使うこととなっています。

雨やため池の水を優先して使うことで、
愛知用水からの補給量を減らすことができます。



(1) 雨が降ったら水を止める。

雨は貴重な水資源です。

20mm以上の雨が降ったら支線水路への送水を停止します。

各ほ場の給水栓を閉め、愛知用水からため池への補給水を止めてください。

(2) ため池の余水吐から水は流さない。

ため池が満水だと、雨が降っても余水吐から溢れてしまいます。

ため池の水を普段から使い、雨を溜められるようにしましょう。

また、より有効な水利用のために、ため池の水は落水までに使い切ってください。

◎水田の漏水防止！

水田からの漏水は、適正な水管理ができず、水稻の生育を妨げることがあります。

漏水を防止することは、用水のムダをなくすことにもなりますので、

水尻やあぜを確認し漏水を減らすよう努めてください。

◎かけ流しはしない！

かけ流しは、水稻の生育に大きな影響はありません。

かえて水をムダに使うことになります。

(※この場合の「かけ流し」とは、見回りの時間を取れないため、水が無くなるのを懸念して少しずつ用水を足している場合と、出穂後の「かけ流し」の2つの意味を持っています。)



水は限りある貴重な資源です。
大切に使うように心掛けましょう！

「ふるさとの田んぼと水」子ども絵画展2019

今年で20回目を迎えるこの絵画展は、全国水土里ネットが未来を担う子どもたちに、絵画を通じて、ふるさとのすばらしさを発見し、水と土への関心を高めてもらうとともに、作品の展示や作品集の発行により、多くの人々に農業・農村の魅力をアピールすることを目的として開催しています。

今回は、「新発見!ぼくのわたしのふるさと」をテーマとして全国から5,224点の応募があり、当土地改良区からは232点の応募がありました。厳正なる審査の結果、入賞24点、入選129点、地方団体賞45点が選ばれ、当改良区からは大府市の西本旬甫さん(6年)が地方団体賞(愛知用水土地改良区理事長賞)に選ばれました。

また、東海市の大宮瑠己さん(5年)、東浦町の西原悠生さん(4年)、東浦町の紺野啓太さん(6年)、阿久比町の平井拓幹さん(2年)、武豊町の山本心麗さん(4年)が入選に選ばれました。

地方団体賞(愛知用水土地改良区理事長賞)



「稲刈りをしている様子」
大府市 西本旬甫さん



当会館で授賞式を行いました
左より 久野理事長、西本旬甫さん、西尾副理事長

入 選



「お米を刈ったよ」
東海市 大宮瑠己さん



「田植えの春」
東浦町 西原悠生さん



「田んぼのトンボ」
東浦町 紺野啓太さん



「阿久比虫供養」
阿久比町 平井拓幹さん



「夕やけ空と田園ホタル」
武豊町 山本心麗さん

愛知用水の歴史を見る

わが国初の総合開発事業である「愛知用水事業」。

愛知用水通水開始（昭和36年9月）から来年60年となります。ともすれば、愛知用水の存在は既成事実となり、その恩恵は忘れ去られようとしています。愛知用水建設に至る背景となった当時の人々の暮らしの苦労や、水の大切さが薄れてしまうことを心配しています。

そこで愛知用水土地改良区では先人達が大変な熱意を持って取り組み、度重なる困難を乗り越え成し遂げた偉大な事業「愛知用水」の歴史を後世に伝えること、更には広く一般の方々にも広めることを目的として愛知用水会館3階ロビーに展示場を設けました。

今後さらに展示物を充実させる予定をしていますので、お近くにお越しの際は是非お立ち寄りください。どなたでも無料でご覧いただけます。

●主な展示資料

- ・愛知用水概要図
- ・愛知用水期成同盟会作成のパンフレット等
- ・愛知用水水利観音像
- ・パネル（愛知用水、水源地に関連するもの等）

※閲覧をご希望の方は、下記住所までお越しいただいたうえ、2階総務課までお声がけください、御案内いたします。

【展示場所】：愛知用水会館3階

【住所】：大府市中央町3丁目6番地1

【お問い合わせ】：0562-44-4800 ※総務課



3階ロビー



概要図



概要図等



観音像

21世紀土地改良区創造運動

21世紀土地改良区創造運動（21創造運動）とは、土地改良区として新たな時代の活動について考え、現在までに土地改良区が果たしてきた役割や機能を地域の人たちに紹介し、地域の人たちと共に故郷を創っていくことを目的とした運動です。

当土地改良区では、小学校の地域学習で愛知用水について学習することから、小学校や各団体と連携して現地での出前授業を行っています。

その他にも小学生親子を対象に施設見学を行ったり、産業まつりなどでパネル展を出展し、広く一般の方々にも愛知用水の歴史や水土里ネットの役割・仕事などを伝えています。

▽パネル展

12月14日	武豊町	ふれあいもちつき大会 「パネル展」	武豊町家庭教育推進連絡協議会の親子ふれあいもちつき大会にてパネルを展示し、農業用水の重要性と、愛知用水の歴史や役割をPR
--------	-----	----------------------	--

▽出前授業

12月18日	みよし市	北部小学校	愛知用水の歴史・役割、水土里ネットの仕事内容について説明（4年生）
--------	------	-------	-----------------------------------



「出前授業」



「ふれあいもちつき大会」

書籍の頒布について - 「50年の歩み」 及び 「研究編」 -

愛知用水土地改良区創立50周年を記念して平成14年に発刊されました愛知用水土地改良区「50年の歩み」及び愛知用水土地改良区誌「研究編」を頒布しています。

この記念誌は、愛知用水の始まりから土地改良区の創立以降50年の歴史をまとめた450ページに及ぶ本で、水不足に苦しむ知多半島の農民が、愛知県の産業を支える水の大動脈《愛知用水》を築き上げるまでの経緯と、この事業に携わった土地改良区の歴史をまとめた貴重な記念誌です。組合員の皆様、是非一度ご購入ください。



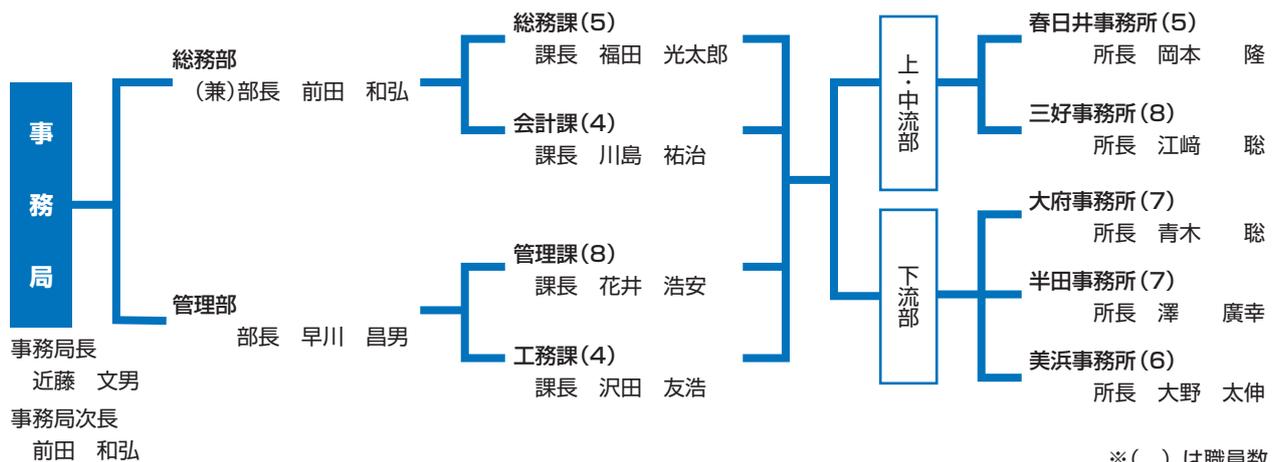
頒布価格 (両誌とも)	組合員の方	1冊	2,000円 (消費税込み)
	組合員以外の方	1冊	5,000円 (消費税込み)

※購入をご希望の方は、**各事務所または総務部総務課**までお問い合わせください。

なお、在庫数に限りがありますので完売の場合はご容赦ください。

宅配をご希望の方は別途送料をご負担いただきます。

令和2年度愛知用水土地改良区事務局組織機構



各事務所連絡先 ()内は関係市町

本 所 愛知県大府市中央町三丁目6番地の1
〒474-0025

春日井事務所 愛知県春日井市岩成台六丁目1番3号
〒487-0033 (犬山市、小牧市、春日井市、尾張旭市、
瀬戸市、名古屋市守山区)

三好事務所 愛知県みよし市三好町上砂後17番地
〒470-0224 (長久手市、日進市、東郷町、豊明市、みよし市、
豊田市、刈谷市、名古屋市緑区、知立市)

大府事務所 愛知県大府市中央町三丁目6番地の1
〒474-0025 (大府市、東海市、東浦町、阿久比町、半田市、
名古屋市緑区)

半田事務所 愛知県半田市出口町一丁目56番地の5
〒475-0903 (阿久比町、半田市、知多市、常滑市)

美浜事務所 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面92番地3
〒470-2406 (武豊町、美浜町、南知多町)

ホームページ <http://www.aichiyosui.or.jp>

TEL 0562-44-4800(代表)
TEL 0562-44-4800(総務課・会計課)
TEL 0562-44-4803(管理課)
TEL 0562-44-4805(工務課)
FAX 0562-44-4801

TEL 0568-91-1244
FAX 0568-91-1245

TEL 0561-32-2365
FAX 0561-32-0228

TEL 0562-44-4700
FAX 0562-44-4701

TEL 0569-21-2198
FAX 0569-24-4040

TEL 0569-82-0162
FAX 0569-82-1317